

都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

経済もようやく明るい景気の見通しを示唆する報道がされていますが、区民生活にとって、本格的な景気の回復は全く実感できない現状であります。

このような中、東京都は、昭和六十三年度から、「小規模住宅用地にかかる都市計画税を二分の一とする軽減措置」を十七年間継続し、既に制度として定着しており、また、この措置は、極めて厳しい状況下にある納税者負担に配慮した実効あるものとなっています。

しかし、この施策は、時限的な措置で、今年が最終年度となっています。仮に、次年度以降財政面を理由に廃止されれば、東京都区部に所在する宅地の七十パーセントがこの適用を受けているため、区民の税負担を増大させ、とりわけ中小零細企業者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、また、景気に与える影響も強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置を今年度同様、平成十七年度以降も継続されることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

東京都知事 あて